

○財務省告示第百九十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年五月十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月八日

財務大臣 菅 直人

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第八十八 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で百二十二億八千八百 三十五万円	百二十三億八千一百一十三万六千 五百円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十二年五月十二日	額面金額百円につき百円十六銭

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年〇・五パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{53}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けるとして、控除する税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三
初期利子

平成二十二年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	償還	償還	償還	元利	払込	払込	十
後	の	の	の	の	の	の	十
第二期	利	金	金	金	金	金	十
子以	子	支	支	支	支	支	十
以	以	以	以	以	以	以	八
毎	を	を	を	を	を	を	
年	支	支	支	支	支	支	
三	払	払	払	払	払	払	
月	期	期	期	期	期	期	
二	と	と	と	と	と	と	
十	し	し	し	し	し	し	
日	、	、	、	、	、	、	
及	各	各	各	各	各	各	
び	支	支	支	支	支	支	
九	払	払	払	払	払	払	
月	期	期	期	期	期	期	
二	に	に	に	に	に	に	
十	お	お	お	お	お	お	
日	い	い	い	い	い	い	
	る	る	る	る	る	る	
	す	す	す	す	す	す	
	属	属	属	属	属	属	
	に	に	に	に	に	に	
	間	間	間	間	間	間	
	六	六	六	六	六	六	
	月	月	月	月	月	月	
	以	以	以	以	以	以	
	前	前	前	前	前	前	
	日	日	日	日	日	日	
	を	を	を	を	を	を	
	そ	そ	そ	そ	そ	そ	
	の	の	の	の	の	の	
	支	支	支	支	支	支	
	払	払	払	払	払	払	
	う	う	う	う	う	う	
	。前	。前	。前	。前	。前	。前	
	三	三	三	三	三	三	
	年	年	年	年	年	年	
	三	三	三	三	三	三	
	月	月	月	月	月	月	
	二	二	二	二	二	二	
	十	十	十	十	十	十	
	七	七	七	七	七	七	
	年	年	年	年	年	年	
	に	に	に	に	に	に	
	つ	つ	つ	つ	つ	つ	
	き	き	き	き	き	き	
	百	百	百	百	百	百	
	円	円	円	円	円	円	
	日	日	日	日	日	日	
	二	二	二	二	二	二	
	十	十	十	十	十	十	
	年	年	年	年	年	年	
	五	五	五	五	五	五	
	月	月	月	月	月	月	
	十	十	十	十	十	十	
	二	二	二	二	二	二	
	年	年	年	年	年	年	
	日	日	日	日	日	日	